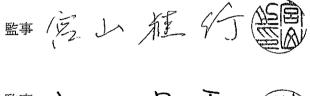
監査報告書

平成22年5月21日

学校法人創価大学 理事会 御中

学校法人創価大学



監事山地昌和富

私たちは、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第18条の定めに基づき、学校法人 創価大学の平成21年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の業務 及び財産の状況の監査を行いました。その結果につき下記の通り報告いたします。

1. 監査方法の概要

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取 し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人である大光監査法人と連携 し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

2. 監査の結果

学校法人創価大学の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録、資金収支 計算書、消費収支計算書並びに貸借対照表は、会計帳簿の記載と合致し、その収支 及び財産の状況を正しく示しており、業務及び財産に関し不正の行為または法令及 び寄付行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月2日

学校法人 創価大学 理事会 御中

大光監查法人

代表社員 公認会計士 業務執行社員 孤 德



当監査法人は、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和 51 年 7 月 13 日付け文部省告示第 135 号に基づき、学校法人創価大学の平成 21 年度(平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで)の計算書類、すなわち、資金収支計算書(人件費支出内訳表を含む。)、消費収支計算書及び貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。)について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準(昭和 46 年文部省令第 18 号)に準拠して、学校法人創価大学の平成22年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

学校法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。